

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

森と里と町をつなぐみちづくりによる河北郡活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

石川県、河北郡津幡町、河北郡内灘町

3 地域再生計画の区域

石川県河北郡津幡町及び内灘町の全域

4 地域再生計画の目標

津幡町及び内灘町は石川県のほぼ中央に位置し、西に日本海、北は能登半島の入口、南は石川県の県庁所在地である県都金沢、東は富山県に面しており、東西に走る国道8号と南北に走る能登有料道路及び国道159号を大動脈として交通の利便性の高い地域として位置付けられている。

このため、能登有料道路を利用した金沢と能登を結ぶ交通の要衝として、さらには県都金沢と隣接しているという地理的条件から、金沢都市圏の住宅需要をまかなう新市街地として発展しており、過疎化が進む中山間地を含めた均衡ある開発が望まれている。

本地域の中央部には本州有数の規模を誇る石川県森林公園があり、緑豊かな自然環境を有しており、また河北潟に代表される水環境にも恵まれた地域となっている。

このうち、津幡地区の北東部はその面積の約8割を森林が占める山村地域であり、また古くから林業が盛んな地域であることから、緑豊かな丘陵地を最大限に活用した「憩いの場」の提供や新たな地域特産品の開発、林産物直売所の設置、滞在型施設の拡充などによる林業の振興が、町の重要な施策の一つとなっている。

しかしながら近年、森林所有者が高齢化していることや担い手が不足しているため森林整備が遅れており、森林本来の機能が阻害され、その荒廃化が懸念されている。地区内の森林は戦後植林された35年生から45年生の人工林であるが、林道がないことから、間伐材の運搬や効率的な保育作業（間伐、枝打ち、下刈りなど）ができないことが課題となっている。このため、基盤施設である町道及び林道を整備することにより交通ネットワークを充実させ、林業を活性化することにより、森林本来の機能保全につなげ、その荒廃化の防止を図る。具体的には、町道及び林道の整備により大型木材運搬車による間伐材の運搬作業を実現するとともに、保育作業を効率化し、木材利用の増進及び経費縮減を図る。木材利用の増進については、林道の開設により、新たに約36haの区域で間伐材の利用が可能となることから、約500m³の木材利用の増進を図る。

また、開設される林道は宝達山頂及び富山県につながるアクセス道にもなり、相乗し

て自然散策、山菜採りなど森林レクリエーションを楽しむ機会の増大等、人と森林とのふれあいの創出に寄与する。更に、町道は交通渋滞や交通不能区間があり、地域特産品の「まこも」や「菌床椎茸」の鮮度保持に支障があることから、新鮮なうちに都市部へ輸送できるよう移動時間の短縮を図る。

また、内灘地区については、細長い県土（金沢～能登）を繋ぐ大動脈となる高規格幹線道路の能登有料道路の入口となっており、交通の要衝として能登有料道路にアクセスする幹線町道の整備や金沢都市圏の住宅地として住民に密着した生活道路の安全で移動しやすい快適な空間の確保が課題となっている。

さらに、河北潟干拓地を中心とする酪農・農業の生産基盤の強化のため、輸送路となる関連町道の整備による生産性の向上及び合理化を目指すこととしている。

これらの課題を総合的に解決するため、地域再生基盤強化交付金を活用した町道及び林道の一体的な整備により、金沢都市圏の住宅都市としての地域の発展を図るとともに人の流れと農林産物の物流を活発化させ、新たな地域特産物の開発や農林産物直売所の設置、滞在型施設の拡充などを行う山村振興等農村漁業特別対策事業などの支援措置と併せ、河北郡全体の再生と活性化を図る。

（目標1）金沢都市圏とのアクセスの改善

舗装の段差等による走行性の不良箇所の解消 14箇所→0箇所 (5.4km)

（目標2）道路整備による中山間地のアクセスの改善

中山間地域から金沢都市圏への移動時間を短縮 約16分→約13分 (3分短縮)

交通混雑・渋滞の改善 2箇所→0箇所

（目標3）林業振興による森林の機能保全

間伐木材の利用増進 0m³→約500m³

5 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

金沢都市圏の住宅都市として、住民に密着した生活道路の安全で移動しやすい快適な空間を確保し、中山間地域における農林業の活性化、物の流れ（出荷地から消費地までの商品物流の効率化）と人の流れ（山村地域から市街地または山村集落間のアクセス）の活発化を図るとともに、酪農・農業の生産基盤の強化のため、関連する町道及び林道の一体的な整備による交通ネットワークの充実を図る。

（5-2）法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・津幡町道：全 6 路線については道路法の規定に基づき認定済み。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ①町道清水丘陵線 | (平成 2 年 6 月 22 日 道路認定) |
| ②町道加茂 1 号線 | (平成 11 年 6 月 11 日 道路認定) |
| ③町道庄能瀬線 | (平成 11 年 6 月 11 日 道路認定) |
| ④町道津幡 65 号線 | (昭和 54 年 9 月 25 日 道路認定) |
| ⑤町道加賀爪 19 号線 | (昭和 54 年 9 月 25 日 道路認定) |
| ⑥町道浅田 14 号線 | (平成 7 年 9 月 11 日 道路認定) |

・内灘町道：全 11 路線については道路法の規定に基づき認定済み。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ①町道向粟崎旭ヶ丘 72 号線 | (昭和 58 年 4 月 1 日 道路認定) |
| ②町道幹 1 号向粟崎大根布線 | (平成 13 年 9 月 26 日 道路認定) |
| ③町道準幹 1 号線 | (平成 13 年 9 月 26 日 道路認定) |
| ④町道幹 5 号鶴ヶ丘中央線 | (昭和 58 年 4 月 1 日 道路認定) |
| ⑤町道鶴ヶ丘西 1 号線 | (昭和 58 年 4 月 1 日 道路認定) |
| ⑥町道向陽台 1 号線 | (昭和 58 年 4 月 1 日 道路認定) |
| ⑦町道緑台 9 号線 | (昭和 58 年 4 月 1 日 道路認定) |
| ⑧町道緑台 10 号線 | (昭和 58 年 4 月 1 日 道路認定) |
| ⑨町道緑台 16 号線 | (昭和 58 年 4 月 1 日 道路認定) |
| ⑩町道緑台 27 号線 | (昭和 58 年 4 月 1 日 道路認定) |
| ⑪町道緑台 28 号線 | (昭和 58 年 4 月 1 日 道路認定) |

・林道：森林法の規定に基づく能登地域森林計画（平成 17 年樹立）に路線を記載。

〔施設の種類（事業区域）：事業主体〕

- ・町道（津幡町）：河北郡津幡町
- ・町道（内灘町）：河北郡内灘町
- ・林道（津幡町）：石川県、河北郡津幡町

〔事業期間〕

- ・町道（平成 22～26 年度）、林道（平成 22～26 年度）

〔整備量及び事業量〕

- ・町道 8,013m、林道 1,220m
- ・総事業費 682,801 千円（うち交付金 341,400 千円）
　町道 529,500 千円（うち交付金 264,750 千円）
　林道 153,301 千円（うち交付金 76,650 千円）

(5-3) その他の事業

①基本方針に基づく支援措置

該当なし

②基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

山村振興等農村漁業特別対策事業

事業主体：津幡町

緑豊かな丘陵地を最大限に活用した「憩いの場」の提供、健康野菜「まこも」の生産、「菌床椎茸」の栽培を中心とした地域特産品の開発事業の他、河合谷地区滝谷靈水林産物直売所の規模拡大及び観光地としての滞在が可能な施設である俱利伽羅塾周辺施設の拡充により地域の活性化を図る。また、間伐材を利用した観光土産品の開発や森林浴を取り入れた観光林業の育成に努める。

能登有料道路整備事業

事業主体：石川県道路公社

能登有料道路（地域高規格道路 金沢能登連絡道路）は、能登地域と県都金沢を直結する重要な路線である。今後、予定されている能登有料道路の無料化に伴い交通量の増加が予想され、加賀・金沢地区と能登地区とのヒト・モノの交流促進に資することが見込まれる。

内灘北部地区土地区画整理事業

事業主体：石川県、内灘町

内灘北部地区土地区画整理事業は平成8年11月に着手され、「白帆台ニュータウン」という名称で金沢都市圏の住宅団地として分譲中である。

当該区画整理地は「碧（みどり）の風、光るまち～健康いきいきまちづくり～」を基本テーマとして、自然豊かな丘陵地に、明るい、さわやかな、健康な、バリアフリーな、そして個性豊かなまちづくりを目指しており、団地周辺には、スポーツ・レクリエーション施設が整備された内灘町総合公園、ニセアカシア林にサイクリングロードが続く権現森公園をはじめ、温泉のある福祉センター、温水プール、病院などの施設が集積し、団地の快適さ、楽しさ、健康面等をサポートしている。また、団地内には保育所が設置され、さらに、コミュニティ施設等の整備や小学校の設置が予定されている。

これら住環境の整備により、金沢都市圏の住宅都市として、地域の発展を目指す。

→ 内灘北部地区土地区画整理事業

事業期間：H8～H22

事業面積：51ha

分譲区画数：1,054区画

認定農業者制度

事業主体：内灘町

農業者の方々が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組む姿勢を内外にアピールし、経営者としての自覚を高めていただくことを目的とした認定農業者制度に平成17年度から取り組んでおり、効率的で安定した農業経営を目指す農業者が作成した農業経営改善計画（5年後の経営目標）を町の基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けた様々な支援措置を講じている。

本制度の活用により、河北潟干拓地を中心とする酪農・農業の生産基盤の強化に努める。

→ 支援措置

- ・農業機械等の購入の助成
- ・農地施設の拡張の助成
- ・融資等の助成

6 計画期間

平成22年度から平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、石川県と津幡町、内灘町の関係部署の各担当者で構成する地域再生協議会（仮称）を開催し、目標の達成状況の評価、改善すべき事項の検討などを行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし